【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（違反行為の開始前の価格）

**第三十三条の六**　法第百七十三条第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け又は法第二条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引の場合　違反行為（法第百七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第四号及び第九号並びに第三十三条の八第四号及び第九号において同じ。）の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外の金融商品市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

二　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、法第二条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引の場合　金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第百五十八条に規定する有価証券等をいう。）又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（違反行為の開始前の価格）

**第三十三条の六**　法第百七十三条第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け又は法第二条第二十一項第二号から第五号までに掲げる取引の場合　違反行為（法第百七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第四号及び第九号並びに第三十三条の八第四号及び第九号において同じ。）の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外の金融商品市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

二　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、法第二条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引の場合　金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第百五十八条に規定する有価証券等をいう。）又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

（改正前）

（違反行為の開始前の価格）

**第三十三条の六**　法第百七十三条第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、証券取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の場合　違反行為（法第百七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第七号及び第三十三条の八第七号において同じ。）の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場以外の有価証券市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

二　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、外国市場証券先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の場合　証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数（法第二条第二十一項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。）若しくはオプション又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが有価証券市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（違反行為の開始前の価格）

**第三十三条の六**　法第百七十三条第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、証券取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の場合　違反行為（法第百七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第七号及び第三十三条の八第七号において同じ。）の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場以外の有価証券市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

二　有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、外国市場証券先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の場合　証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数（法第二条第二十一項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。）若しくはオプション又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが有価証券市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

（改正前）

（新設）